

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	
税 目	所得税、法人税、印紙税、登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>特殊会社化後も日本貿易保険が行う貿易保険事業の公共性を担保するため、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講じる。</p>	
	減収見込額 (平年度)	- 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 独立行政法人日本貿易保険が、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき特殊会社化された後においても、引き続き国の事業として実施することとされている貿易保険を円滑かつ的確に進めることができるようにするため。</p> <p>(2) 施策の必要性 貿易保険は戦争、為替取引の制限等、民間の通常の保険では負担できない貿易投資のリスクをカバーし、資源政策や通商政策等の国策実現のための重要なツールとしてその公共性は高いことから国が担うべき事業とされているが、独立行政法人整理合理化計画（平成20年12月24日）において、独立行政法人日本貿易保険については経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとされた。 本措置は、特殊会社化を円滑に進め、政策目的を実現する上で、必要不可欠。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 日本貿易保険の株式会社への移行については、 ・業務は国が担うべき機能としての貿易保険の実施に限定 ・政府による新会社の株式の常時全額保有 等が担保され、現行の独立行政法人形態と同等の公的性格及びガバナンスを有するよう移行される予定であることから、税制上も現行の独法形態と同等に扱われるよう、所要の措置が講じられることは妥当。</p>	

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展 2. 対外経済政策 12. 貿易投資促進
	政策の達成目標	国際紛争や相手国の債務問題の発生に伴う送金規制など、貿易・投資を巡るリスクが企業行動に与える影響を最小化させる。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		